

規程管理規程

令和7年4月1日 制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人和歌山県診療放射線技師会(以下、「本会」という。)の諸規程の制定、改廃及び公布等について必要な事項を定めかつ諸規程を体系的に整備するとともに、その適正な運用管理によって会務運営の正常化と合理化を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、本会で制定されるすべての規程、細則、要領（以下「諸規程」という。）に適用する。

2 本規程は、本会における諸規程の立案、作成に関する業務を処理するものすべてに適用する。

(定義)

第3条 本会の諸規程は次のように定義する。

(1) 規程：本会の組織および業務の運営の基本的事項を定める。

(2) 細則：規程に準拠し又は規程を補完するための詳細事項を定める。

(3) 要領：規程・細則に基づき、主として会務の具体的処理のための作業手続・方法及び条件等を定める。

(序列)

第4条 前条に定める諸規程は、前条に定める順序により上位規程とし、下位規程は上位規程に反する定めをしてはならない。

2 下位規程が上位規程に抵触するときは、その抵触する規程は無効とする。

3 同位規程の内容が相互に矛盾し、又は抵触するときは、制定及び改定時期が最も新しい規程を優先する。

(遵守義務)

第5条 諸規程は、本会の会務を執行、管理する基準であり、役員および委員は厳正にこれを遵守しなければならない。

(業務処理の規程化)

第6条 すべての会務において、適正、円滑かつ効率的運営を図るため業務をできる限り標準化することに努め、標準化された業務は文書化して諸規程とすることに努めなければならない。

(管理責任者)

第7条 諸規程の管理部門は総務委員会とし、総務委員長を管理責任者とする。

(制定・改廃)

第8条 諸規程を制定、改廃する手続きは、次のとおりとする。

- (1) 規程の制定、改廃については、当該規程の主管となる委員会が立案し、関係する委員会との協議を通じて理事会の審議を経て決議する。但し、総会付議事項に該当する場合は、総会の決議を得なければならない。
- (2) 細則および要領の制定、改廃については、主管となる委員会が立案し、関係する委員会との協議の後、立案した委員会の委員長が決定し、理事会に報告するものとする。

(立案の方法)

第9条 前条第1号、第2号の規程により、主管となる委員会が諸規程を制定又は改廃しようとする場合は、新旧条文対照表を添付しなければならない。

(効力)

第10条 諸規程の制定・改廃にあたり、この規程の定める手続きによらないものは、すべて無効とする。

- 2 諸規程は、本会の会務に従事する者のすべてを拘束する。但し、出張等により、相手先の諸規程に関連する事項については、相手先との協議により規程の適用範囲を定めるものとする。
- 3 諸規程の施行に当っては、制定・改廃の権限に基づき、その定められた施行日より効力を発する。
- 4 現行規程を廃止し、新規程を制定するときは、旧規程の効力は特に定めがない限り、新規程の施行とともに消滅する。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の議決によるものとする。

(雑則)

第12条 この規程に定める事項の他、必要な事項は会長が理事会に図り定める。

附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日より施行する。